

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(刑事部の所掌事務) 第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。</u>	(刑事部の所掌事務) 第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。